

あなたの意見を聞かせてください

学童保育クラブの育成料等に関する意識調査

子育てをしやすい環境の整備や次代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すことを目的に、国は2012年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法*を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が昨年4月からはじまりました。

*：最終頁に説明があります。

新制度の本格実施に関連して、「町田市子ども・子育て会議」では町田市の諮問を受け、現在、子育て支援の充実と利用者負担のあり方について議論をしています。

共働き世帯の増加などから保育サービスのニーズは年々高まり、多様化する中で子育て支援の充実が求められています。適正なサービスと負担の公平性を検討するにあたって、子育て中の保護者の皆さまからのご意見をうかがう調査を実施して議論を深めていきたいと考えております。

今回この調査の回答者には、町田市にお住まいの小学校1年生から3年生のお子さんをお持ちの世帯から無作為に2,000人の方を選ばせていただきました。**調査は無記名であり、すべて統計的に処理し結果のみを利用いたしますので、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることは決してありません。**なお、問によっては、設問ごとにお示しする関連資料を確認しながらご回答いただくこととなります。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、市民を代表してぜひ調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2016年6月

町田市子ども・子育て会議

ご記入にあたって

1. 各設問の枠の中から、あなたにあてはまる選択肢について、**該当する番号を別添の【回答用紙】にご記入ください。**また、質問によっては、数字や文章をご記入ください。
2. 記入後は、**【回答用紙】のみ返信用の封筒に入れ、切手を貼らずに6月27日（月曜日）市役所必着でポストに入れてくださいますようお願いいたします。**
3. 調査に関するお問合せなどは、「町田市子ども・子育て会議」事務局（町田市役所子ども総務課）加藤・本吉までご連絡ください。TEL 042-724-2876

まず、あなた(ご回答者)とあなたのご家庭についてうかがいます

問1 あなたの性別

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2 あなたの年代

- | | | | |
|----------|--------|--------|----------|
| 1. 20代以下 | 2. 30代 | 3. 40代 | 4. 50代以上 |
|----------|--------|--------|----------|

問3 あなたのお住まいの郵便番号を記入してください。(数字を記入)

※郵便番号がわからない方は、お住まいの住所を回答用紙に記入してください。(町名まで記入)

問4 あなたの現在の主な職業 (答えは1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 会社員、公務員など | 5. 求職中 |
| 2. パート・アルバイト | 6. 専業主夫・専業主婦 |
| 3. 自営業・家業手伝い | 7. その他 |
| 4. 内職 | |

問5 あなたの配偶者(夫または妻)の現在の主な職業 (答えは1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 会社員、公務員など | 5. 求職中 |
| 2. パート・アルバイト | 6. 専業主夫・専業主婦 |
| 3. 自営業・家業手伝い | 7. 配偶者はいない |
| 4. 内職 | 8. その他 |

問6 お子さんの人数は何人ですか(数字を記入)

問6-1 そのうち、小学生のお子さんは何年生ですか。(数字を記入)

※小学生のお子さんが複数いる場合は、年齢の高いお子さんを1人目として順にご記入ください。

- (1) 回答用紙に、小学生のお子さんの学年を人数分全てご記入ください。
- (2) 現在、学童保育クラブを利用しているお子さんには「○」、利用していない場合には「×」を付けてください。

問7 保護者のうち、最初に帰宅される方の帰宅時間は普段何時ごろですか。(答えは1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 午後3時以前 | 4. 午後6時から7時 |
| 2. 午後3時から4時 | 5. 午後7時から8時 |
| 3. 午後4時から5時 | 6. 午後8時以降 |
| 4. 午後5時から6時 | |

問8 あなたの世帯の年間総収入(金額)*は、およそどのくらいですか。(答えは1つ)

*:年間総収入(金額)とは、すべての収入を含み、各種税金・社会保険料等天引き前の金額

・共働きの場合などは、ご家庭の全体の金額

・給与収入の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額

・自営業者等の場合、確定申告書の「所得金額」の「合計」欄の金額(収入金額から必要経費を差し引いた額)

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 100万円未満 | 7. 400万円以上 600万円未満 |
| 2. 100万円以上 150万円未満 | 8. 600万円以上 800万円未満 |
| 3. 150万円以上 200万円未満 | 9. 800万円以上 1,000万円未満 |
| 4. 200万円以上 250万円未満 | 10. 1,000万円以上 1,200万円未満 |
| 5. 250万円以上 300万円未満 | 11. 1,200万円以上 1,500万円未満 |
| 6. 300万円以上 400万円未満 | 12. 1,500万円以上 |

問9は、お子さんが学童保育クラブを利用している方のみお答えください。

問9 あなたのお子さんが現在入所している学童保育クラブを選んでください。(答えは1つ)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 中央学童保育クラブ(町田第一小学校) | 23. 野津田学童保育クラブ (鶴川第一小学校) |
| 2. 学童 21 保育クラブ(町田第二小学校) | 24. 鶴川第二学童保育クラブ (鶴川第二小学校) |
| 3. 竹ん子学童保育クラブ(町田第三小学校) | 25. 鶴川学童保育クラブ (鶴川第三小学校) |
| 4. 森野学童保育クラブ(町田第四小学校) | 26. 鶴川第四学童保育クラブ (鶴川第四小学校) |
| 5. ころころ学童保育クラブ(町田第五小学校) | 27. 金井学童保育クラブ (金井小学校) |
| 6. 高ヶ坂学童保育クラブ(町田第六小学校) | 28. 大蔵学童保育クラブ (大蔵小学校) |
| 7. 南大谷学童保育クラブ(南大谷小学校) | 29. 三輪子どもの学園学童保育クラブ
(三輪小学校) |
| 8. 藤の台ポケット組学童保育クラブ
(藤の台小学校) | 30. つるっこ学童保育クラブ (-) |
| 9. 藤の台学童保育クラブ(本町田東小学校) | 31. なかよし学童保育クラブ (忠生小学校) |
| 10. 本町田学童保育クラブ(本町田小学校) | 32. 小山田学童保育クラブ (小山田小学校) |
| 11. 南第一さくら学童保育クラブ(南第一小学校) | 33. 木曾学童保育クラブ (忠生第三小学校) |
| 12. そよかぜ学童保育クラブ(南第二小学校) | 34. 山崎学童保育クラブ (山崎小学校) |
| 13. 金森学童保育クラブ (南第三小学校) | 35. 子どもの森桜台学童保育クラブ
(小山田南小学校) |
| 14. どろん子学童保育クラブ (南第四小学校) | 36. 木曾境川学童保育クラブ (木曾境川小学校) |
| 15. つくし野学童保育クラブ (つくし野小学校) | 37. 七国山学童保育クラブ (七国山小学校) |
| 16. わんぱく学童保育クラブ (小川小学校) | 38. 図師学童保育クラブ (図師小学校) |
| 17. すまいる学童保育クラブ (成瀬台小学校) | 39. 小山学童保育クラブ (小山小学校) |
| 18. 鶴間ひまわり学童保育クラブ (鶴間小学校) | 40. 小山ヶ丘学童保育クラブ (小山ヶ丘小学校) |
| 19. 高ヶ坂けやき学童保育クラブ
(高ヶ坂小学校) | 41. 小山中央学童保育クラブ (小山中央小学校) |
| 20. 成瀬中央あおぞら学童保育クラブ
(成瀬中央小学校) | 42. 相原たけの子学童保育クラブ(相原小学校) |
| 21. なんなる学童保育クラブ (南成瀬小学校) | 43. 大戸のびっ子学童保育クラブ (大戸小学校) |
| 22. 南つくし野学童保育クラブ(南つくし野小学校) | 44. 民間のクラブ等、上記以外の学童クラブ
名称 (<input type="text" value="回答用紙へご記入ください。"/>) |

ここからは、学童保育クラブを利用している方も、利用されていない方も、

皆さんご回答ください。

学童保育クラブのあり方についてうかがいます

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、学童保育クラブが国の事業（地域子ども・子育て支援事業）として位置付けられました。

<学童保育クラブの概要>

学童保育クラブとは、保護者が就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

- 町田市の学童保育クラブは、市内小学校の全ての学区で、小学校の敷地内もしくは隣接した場所に設置されており、43カ所で運営しています。
- 対象の児童は小学校1年生から3年生（障がいのある児童は6年生）で、一定の期間に申請があり、入会の要件を満たしていれば全員が入会できます。
- 小学校在籍児童数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加などにより、学童保育クラブの入会児童数は増加しています。放課後に安全で、安心して過ごすことができる学童保育クラブの必要性は高まっています。

問10 あなたは、学童保育クラブはどのような場所だとお考えですか。（答えは3つまで）

1. 放課後の安全・安心な居場所
2. 友達づくりや友達との遊びを通して交流できる場所
3. 異年齢の子どもとも関係をもてる場所
4. マナーを学べる場所
5. 学習（宿題等）をする環境がある場所
6. 生活指導など自立支援の場所
7. あまり考えたことがない

学童保育クラブの育成料*についてうかがいます

*：育成料とは、学童保育クラブの利用料のことです。

右ページの資料1をご覧ください、以下の問にご回答ください。

問1 1 現在、町田市の学童保育クラブ育成料は、月 6,000 円となっています。この育成料について、どのように感じますか。（答えは1つ）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. あまり負担とは感じない | 3. 少し負担であると感じる |
| 2. 負担できない額ではない | 4. かなり負担を感じる |

問1 2 学童保育クラブ事業の運営にかかる経費の負担について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。（答えは1つ）

- | |
|-----------------------------|
| 1. 公費と利用者が同じ割合で負担する |
| 2. 現状より公費の負担を減らし、利用者の負担を増やす |
| 3. 現状より公費の負担を増やし、利用者の負担を減らす |
| 4. 全額公費で負担する |

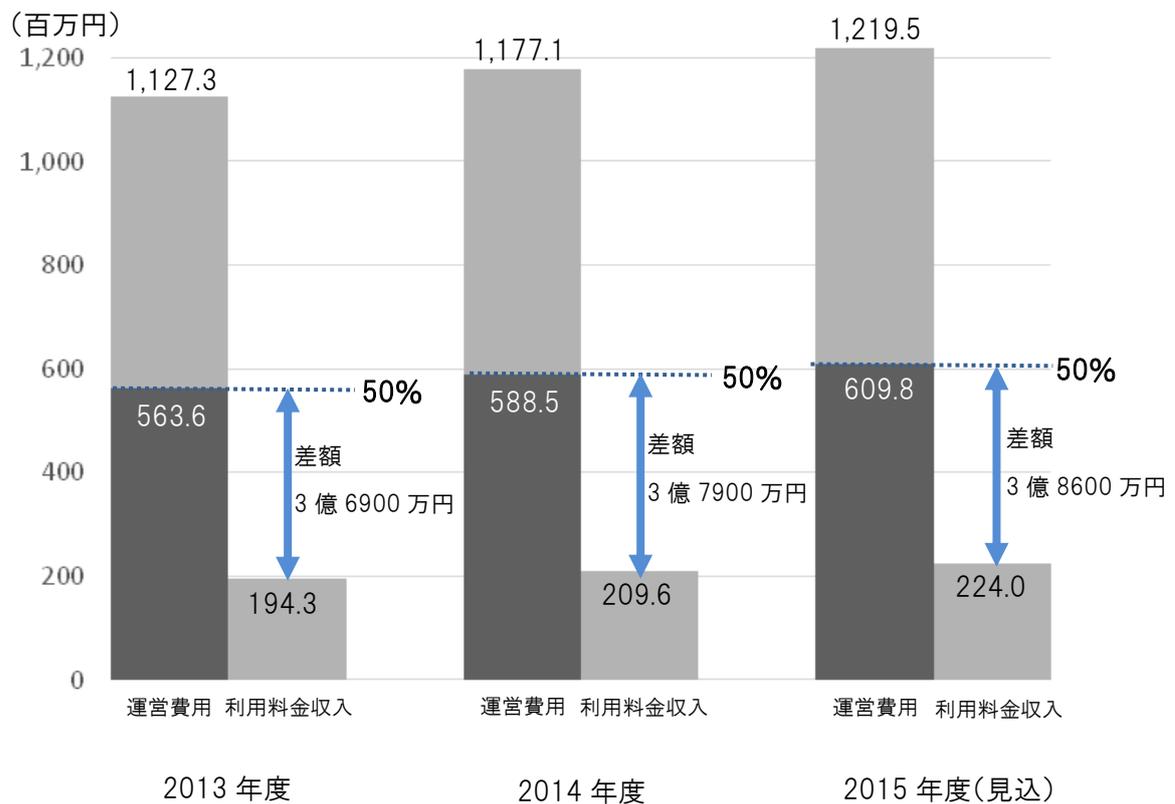
資料 1

国が示した負担率と利用料金収入の差

※決算資料より抜粋

2015年度から新制度がはじまり、配置する放課後児童支援員（指導員）の増員等サービスの充実が図られた反面、学童保育クラブの運営にかかる経費が増えています。

これにともない、学童保育クラブにかかる費用に対して、国はおおむね利用者負担率を50%と示していますが、実際の利用料金収入と比較すると、毎年3億円以上の差が生じており、この差は広がっています。



	2013年度	2014年度	2015年度(見込)
①運営費用	11億2,725万円	11億7,708万円	12億1,952万円
②国の基準(①の50%)	5億6,363万円	5億8,854万円	6億976万円
③利用料金収入	1億9,428万円	2億961万円	2億2,405万円
国負担基準と利用料金収入の差	△3億6,934万円	△3億7,893万円	△3億8,571万円

右の資料2をご覧ください。問13にご回答ください。

問13 国が示した経費の負担率と、町田市が2011年に定めた「受益者負担の適正化に関する基本方針」では、受益者負担率は50%が適切であるとしています。(資料2「考え方③」のグラフをご覧ください。)

保育サービスの公平性の観点から、月額育成料の改定を行う場合、あなたはどの程度なら妥当と思いますか。あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。(答えは1つ)

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. 月額 1,000 円未満の増額 | ← ＜考え方①＞ 現状 |
| 2. 月額 1,000 円程度の増額 | ← ＜考え方②＞ 新制度導入によるコスト増分 |
| 3. 月額 3,000 円程度の増額 | |
| 4. 月額 5,000 円程度の増額 | |
| 5. 月額 5,000 円から 1 万円程度の増額 | ← ＜考え方③＞ 国・町田市の基準が示す負担額 |
| 6. むしろ減額すべきである | |
| 7. その他 | |

資料2 考え方ごとの受益者負担率と育成料

学童保育クラブサービスを提供する費用を1人あたりに換算すると、27,000円になります。

この金額の受益者負担率と育成料の考え方について示します。

<考え方①>

現状は、国が示した負担割合（50%）に対して保護者の負担は低く抑えられており、抑制分を市が追加で負担しています。

<考え方②>

新制度移行による運営費増を考慮すると、育成料は現在より1,000円増加します。

<考え方③>

国・町田市が示した負担率50%だと、育成料は現在より7,500円増加します。

考え方①： 現状の負担

公費 79.2% 21,000円	保護者の負担 20.8% 6,000円
-------------------------------	----------------------------------

考え方②： 新制度移行による運営費増を考慮

公費 74.1% 20,000円	保護者の負担 25.9% 7,000円
-------------------------------	----------------------------------

考え方③： 国が示す基準

(町田市受益者負担の基準も同じ)

公費 運用費用の50% 13,500円	保護者の負担 運用費用の50% 13,500円
----------------------------------	--------------------------------------

問14 今後の学童保育クラブの育成料見直しのあり方について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。（答えは1つ）

1. 育成料は、今後、賃金指数や物価等社会情勢を考慮して見直していくのがよい
2. 育成料は、今後、国の基準や市のルールに近づけていくことが望ましい
3. 育成料は、見直すべきでない
4. その他

問14-1 「3. 育成料は見直すべきでない」「4. その他」に○をつけた方にうかがいます。利用者負担額の見直しにあたり、留意すべき点や見直すべきでない理由等を記入してください。

問15 育成料に関しては、子ども2人目以降は半額（3,000円）になっています。子どもの多い世帯への配慮について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。（答えは1つ）

1. 子どもの多い世帯に配慮した育成料がよい
2. 同じサービスであれば、同じ育成料がよい
3. どちらともいえない

問16 所得の低い世帯への配慮について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。（答えは1つ）

1. 所得の低い世帯に配慮した応能負担*の考え方を取り入れた育成料がよい
2. 同じサービスであれば、同じ育成料がよい
3. どちらともいえない

*：応能負担・・・所得に応じて負担する額が変わる考え方です。

問17 学童保育サービスを充実させるための施策として、あなたの考えをお聞かせください。
(答えは3つまで)

1. 学童保育クラブの施設の拡充 (増設や受け入れ人数増など)
2. 特別保育(延長保育)の拡充 (現在の特別保育時間: 8:00~8:30 と 18:00~19:00)
3. 学童保育クラブの預け入れ範囲 (対象年齢や受け入れ時間)の拡大
4. 学童保育クラブ以外の放課後の居場所の拡充 (まちとも、冒険遊び場、子どもセンターなど)
5. 子どもの外遊び等の機会の充実 (校庭や公園など屋外での活動)
6. 自治体や育児の専門家などが保護者の相談にのる機会の拡充
7. 保護者同士の情報交換ができる場所と機会の拡充
8. その他 ()

最後に、町田市の学童保育サービスや放課後の過ごし方に関する支援施策へのご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

<町田市子ども・子育て会議について>

町田市子ども・子育て会議は、市の子ども・子育て支援に関する計画の策定・進捗管理のほか、市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項について審議を行います。

会議の委員は、実際に子育て中の保護者や、子育て支援を実施する事業者、学識経験者等で構成され、子ども・子育て支援に関して広く意見を聴くための会議としています。

子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の**子ども・子育て関連 3 法**に基づく制度のことをいいます。

<子ども・子育て関連 3 法の主なポイント>

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設

- 待機児童解消とともに子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応。

2. 認定こども園制度の改善

- 学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけ、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化。

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施。

4. 市町村が実施主体

- 市は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施。国・都は市を重層的にサポート。

5. 社会全体による費用負担

- 消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保が前提。（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充には、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含め 1 兆円超の追加財源が必要。）

6. 政府の推進体制

- 制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備（「内閣府に子ども・子育て本部」の設置）。

7. 子ども・子育て会議の設置

- 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与する仕組み「子ども・子育て会議」を設置。市等の地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務。
- 「町田市子ども・子育て会議」は、この地方版子ども・子育て会議にあたります。

国は学童保育クラブの質向上のため、「全国的な標準仕様」を示しています。子ども**集団の規模は「おおむね 40 人以下」とし、支援の単位ごとに 2 人以上の放課後児童支援員を置くこと**としています。**開所時間は、平日は「1 日 3 時間以上」、学校休業日は「1 日 8 時間以上」、開所日数は「1 年につき 250 日以上」が原則。****専用区画の面積は、「子ども 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上」の確保**が求められるとしています。新制度の開始により町田市でもこの基準に対応するため取り組みを進めており、放課後児童支援員を 47 人増やしたことなど、2015 年度以降質の向上に伴い運営費は大幅に増加しています。